

ベースアップ支援料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です
(6月1日必着)

令和8年5月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式101**を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」(様式102)を提出(令和8年度の実績を報告) ※様式102を提出

令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」(様式102)を提出(令和9年度の実績を報告) ※様式102を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書

5月

算定期間(6月から翌年5月)

R8年度
実績報告書

8月

令和9年度の算定に関する手続き

算定期間(6月から翌年5月)

R9年度
実績報告書

5月

5月

8月